

外国人を取り巻く状況

多くの外国人が生活・滞在している中で、その文化、習慣、価値観への理解が不十分であること等から、差別落書きのほか、外国人であることを理由にした入居や入店の拒否といった差別的な対応が起こったり、賃金や労働時間が日本人と異なるなど、就労において不利益な扱いを受けたりする事例もあります。

また、地域の中で誰にも相談できずに課題を抱えたまま孤立していたり、騒音やゴミ出しなど文化や生活習慣の違いにより住民と摩擦が生じたりする事例もあります。

このほか、在日外国人の高齢者、障がい者の年金問題や、福祉サービスについても、言葉や食事、生活習慣の違いから利用が難しい状況が見られます。

ともに暮らすために

多様な背景を持つ人々が一緒に暮らしていくためには、周囲の協力を必要とする場合が多くあります。互いの文化的な違いを認め合い、多様性を受け入れ、対等な関係を築くとともに国際的視野に立って一人ひとりの人権を尊重し、社会の構成員としてともに生きていく「多文化共生」社会を築いていくことが必要です。

大阪府では、平成14年に「大阪府在日外国人施策に関する指針」を定めて、すべての人が人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認め合い、ともに暮らすことのできる共生社会の実現を目指し、在日外国人施策を総合的に進めています。



■法務省 外国人のための人権相談

日本語を自由に話すことができない方のために、全国の法務局・地方法務局では、以下の相談窓口を設けています。

- 外国人のための人権相談所（法務局における面談による相談です。10言語（英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語）に対応しています。）
- 外国語人権相談ダイヤル：0570-090911（全国共通・平日9時～17時。10言語（英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語）に対応しています。）
- 外国語インターネット人権相談受付窓口（英語及び中国語に対応しています。）

※詳しくは、[外国人のための人権相談](#)

検索

